

東京都公安委員会告示第2683号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第18項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年10月6日

東京都公安委員会

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

別添のとおり

3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の規定に基づき、前2の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都世田谷区松原6丁目24-23-103

阿部 源弥

放置違反金納付命令書(第 30-442-260806-401128)

東京都世田谷区松原6丁目24-23-103

阿部 源弥

放置違反金納付命令書(第 30-442-260808-401129)

東京都世田谷区松原6丁目24-23-103

阿部 源弥

放置違反金納付命令書(第 30-442-260810-402083)

東京都江戸川区南小岩3丁目26-11

青木 涼椰

放置違反金納付命令書(第 30-778-260723-424076)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日(以下「送達日」という。)の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁交通部駐車対策課経由)に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

東京都江東区青海2丁目2-A-714 SULTONOV MUKHAMMADALI RAKHMATULLA UGLI	督促状(第 30-106-260406-204164)
東京都墨田区立花6丁目11-6-201 佐藤 通有	督促状(第 30-436-260524-206689)
東京都練馬区下石神井3丁目3-10 阿部 勇輝	督促状(第 30-438-260615-208236)
東京都世田谷区松原6丁目24-23-103 阿部 源弥	督促状(第 30-442-260712-401125)
東京都江東区亀戸7丁目10-18-811 伊藤 学	督促状(第 30-771-260415-203001)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日(以下「送達日」という。)の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁交通部駐車対策課経由)に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)